

未来を彩る花の郷づくり事業・未来を彩る花の森づくり事業 概要

県内外から多くの人々が訪れる「未来の景観資産」となる花の名所づくりに取り組み、地域活性化に繋げる活動を支援します。

事業について

県内外から多くの人々が訪れる花の名所づくりに取り組み、地域活性化を図ることを目的として、将来の景観資産となるような樹木の植栽などに取り組む活動を支援します。

① 植樹事業

»多くの人々が訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木の植栽

【対象経費の例】

苗木や支柱、肥料、防護ネット等の購入費、植栽用地の整備に係る費用など

② 環境整備事業

»来訪者の増加を目的とした環境整備

【対象経費の例】

案内掲示板の設置費用、歩道の整備に係る費用など

③ 交流推進事業

»樹木に愛着を持ち、継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントの実施

【対象経費の例】

イベント開催時に使用する備品のレンタル料など

補助対象者の要件

過去に未来を彩る花の森づくり事業補助金又は未来を彩る花の森づくり事業補助金の交付を受けている団体。

市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体（自治会等も可）で、補助事業完了後も責任を持って継続的に樹木の育成管理を行える団体。

各事業の主な相違点

	未来を彩る花の郷づくり事業	未来を彩る花の森づくり事業
植樹場所	規定なし	森林法第5条に規定する地域森林計画対象森林等
対象樹種	県郷土樹種使用指針に規定する有用郷土樹種のうち、花の咲く木・紅葉する木	県郷土樹種使用指針別表2に規定する有用郷土樹種のうち、高木に分類され、花の咲く木・紅葉する木
環境整備の対象	案内看板、ベンチ、柵、歩道、駐車場、簡易トイレ等	案内看板、ベンチ、柵、歩道等 ※県産の間伐材等の使用が条件 駐車場、簡易トイレは対象外

応募方法

募集期間内に所定の応募用紙（和歌山県地域振興課ホームページからダウンロードできます）に必要書類を添えて、事業実施場所を所管する振興局地域づくり課）あて提出してください。

※募集期間は地域振興課ホームページで別途お知らせします。

なお、応募に先立ち、計画の内容について県からのアドバイスを受けることができる事前相談制度を設けておりますので、ご活用ください。

補助率等

補助率：10/10以内

補助上限額：予算の範囲内で知事が決定します。

ただし、交流推進事業については、植樹事業の補助金交付額の1/2の額を上限とします。

留意事項

- 補助金の交付対象者及び交付額は外部有識者等で構成する評価委員会の評価を参考に、知事が決定します。
- 事業実施場所は県内に限ります。
- 育成管理に係る費用は対象となりません。
- 事業完了の翌年度から5年間、活動状況報告が必要です。
- その他応募には条件があります。
- 詳しくは、地域振興課ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

お問い合わせは、和歌山県地域振興課 地域支援班

電話：073-441-2426 メール：e1001001@pref.wakayama.lg.jp

HP：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020200/index.html

または各振興局地域づくり課

海 草振興局：073-441-3373 和歌山市小松原通1丁目1番地

那 賀振興局：0736-61-0014 岩出市高塚209

日 高振興局：0738-24-2928 御坊市湯川町財部651

西牟婁振興局：0739-26-7947 田辺市朝日ヶ丘23-1

東牟婁振興局：0735-21-9627 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

